

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第10号 個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額の変更……………（文化自治振興課）…2

公 告

- 公告第4号 宇治都市計画地区計画の変更の原案の縦覧……………（都市計画課）…3

監 査 委 員

- 公表第2号 定期監査の結果の報告……………3
○公表第3号 定期監査の結果の報告……………3

農 業 委 員 会

- 公告第2号 農業委員会定例総会の招集……………4

正 誤

- 2019年（平成31年）2月15日付け宇治市公報第2233号……………4



宇治市告示第10号

個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第121条の規定により、個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額について、平成3年宇治市告示第30号により公表したものの一部を変更したので、次のとおり公表します。

平成31年3月1日

宇治市長 山本 正

使用料の区分 使用時間			午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
文化 会 館	大ホール	平 日	35,200 円	52,800 円	60,500 円	74,800 円	97,900 円	124,300 円
		土曜日、日曜日及び祝日	39,600 円	60,500 円	70,400 円	85,800 円	113,300 円	144,100 円
	小ホール	平 日	20,900 円	27,500 円	30,800 円	39,600 円	48,400 円	61,600 円
		土曜日、日曜日及び祝日	22,000 円	30,800 円	34,100 円	42,900 円	53,900 円	68,200 円
	楽屋（大ホール）	1	400 円	600 円	700 円	800 円	1,100 円	1,500 円
		2	500 円	700 円	900 円	1,000 円	1,500 円	1,800 円
		3	800 円	1,500 円	1,700 円	2,000 円	2,800 円	3,600 円
		4	900 円	1,500 円	1,800 円	2,100 円	2,900 円	3,700 円
	楽屋（小ホール）	5	800 円	1,500 円	1,700 円	2,000 円	2,800 円	3,600 円
		6	700 円	1,100 円	1,400 円	1,600 円	2,200 円	2,800 円
	練習室	1	700 円	1,300 円	1,500 円	1,700 円	2,500 円	3,000 円
		2	1,700 円	2,800 円	3,300 円	4,000 円	5,500 円	7,000 円
		3	1,000 円	1,700 円	2,000 円	2,500 円	3,300 円	4,200 円
		4	1,000 円	1,700 円	2,000 円	2,500 円	3,300 円	4,200 円
	控室		300 円	400 円	500 円	600 円	700 円	900 円
	リハーサル室		3,300 円	5,700 円	6,800 円	8,100 円	11,200 円	14,100 円

備考

- 使用時間を延長する場合（次の各号に掲げる時間に限る。）において、当該延長の時間が30分を超えるときは、当該時間の区分に応じ、この表に定める額に当該各号に定める数を乗じて得た額を加算する。
 - 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの使用 10分の3
 - 午後10時から午後11時までの使用 2分の1
- 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。
- 準備、練習等のために大ホール又は小ホールを使用する場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、この表に定める額に当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
 - 大ホール又は小ホールを使用して公演する場合 10分の3
 - 前号以外の場合 10分の7
- この表以外の設備の使用料は、宇治市文化会館条例及び同条例施行規則に定めるところによる。

公 告

宇治市公告第4号

宇治都市計画地区計画の変更の原案の縦覧について

宇治都市計画地区計画（里尻地区）の変更の原案を作成したいので、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（平成20年宇治市条例第10号）第19条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の変更の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該地区計画の変更の原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係を有する者は、当該変更の原案に対し、平成31年3月12日までに市長に意見書を提出することができます。

平成31年2月18日

宇治市長 山本 正

- 1 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画地区計画（里尻地区）
- 2 地区計画の位置及び区域
宇治市宇治旦尻の一部
- 3 地区計画の変更の原案の縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課
- 4 地区計画の変更の原案の縦覧期間
平成31年2月19日から同年3月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成31年2月21日

宇治市監査委員

森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定による定期監査
- 第2 監査の対象
平成30年度福祉子ども部及び教育部の財務に関する事務の執行について
- 第3 監査の実施期間
平成30年11月1日から同年12月21日まで
- 第4 監査の概要
この監査は、福祉子ども部子ども福祉課、保育支援課、保健推進課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務及び教育部学校教育課（学校実地監査）を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。
- 第5 監査の結果
今回の監査は、次の項目について実施した。
貸付金元利収入収入状況（子ども福祉課）
保育所保育料収入状況（保育支援課）
補助金支出状況（子ども福祉課、保育支援課、保健推進課）
委託料支出状況（子ども福祉課、保育支援課、保健推進課）
学校実地監査

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根

拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

- 1 子ども福祉課
 - (1) 貸付金元利収入収入状況について
調定の不備が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
なお、平成27年度の前回定期監査等において、各条例及び規則に定められている返済期限を超過しているものが見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。引き続き、債権の適正な管理に努められたい。
 - (2) 補助金支出状況について
特になし。
なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
 - (3) 委託料支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- 2 保育支援課
 - (1) 保育所保育料収入状況について
特になし。
 - (2) 補助金支出状況について
特になし。
 - (3) 委託料支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- 3 保健推進課
 - (1) 補助金支出状況について
特になし。
 - (2) 委託料支出状況について
特になし。
- 4 学校教育課
 - (1) 学校実地監査について
木幡中学校、大開小学校について、備品・公印管理状況、郵券等管理状況、薬品管理状況、危機管理対策を中心に、関係教職員からの説明を求めた。いずれの学校についても、調査対象に関して特に指摘する事項は見受けられなかった。

（揭示済）

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成31年2月21日

宇治市監査委員

森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定による定期監査
- 第2 監査の対象
平成30年度市民環境部の財務に関する事務の執行について
- 第3 監査の実施期間
平成30年12月3日から平成31年1月24日まで
- 第4 監査の概要
この監査は、市民環境部商工観光課及び産業推進課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。
- 第5 監査の結果
今回の監査は、次の項目について実施した。
使用料収入状況（商工観光課、産業推進課）
補助金支出状況（商工観光課、産業推進課）
委託料支出状況（商工観光課、産業推進課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前

例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 商工観光課

(1) 使用料収入状況について

ア 産業会館の使用料収入状況

平成 27 年度の前回定期監査等において、使用許可申請及び使用料の納付に遅れが見受けられたと指摘した点、使用許可申請の記入事項に不備が見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定の遅れが見受けられた。今後は、収納事務受託者を適切に指導監督し、適正な事務の監理及び執行となるよう強く求める。

イ 市営茶室の使用料収入状況

調定の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

ウ 観光センターの使用料収入状況

前回定期監査等において、収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定及び使用許可書発行に遅れが見受けられた。今後は、収納事務受託者を適切に指導監督し、適正な事務の監理及び執行となるよう強く求める。

(2) 補助金支出状況について

特になし。

(3) 委託料支出状況について

前回定期監査において、市営茶室及び観光センターの指定管理料に関して、請求及び支払に基本協定書とは異なる取扱いが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

2 産業推進課

(1) 使用料収入状況について

特になし。

平成 27 年度の前回定期監査等において、産業振興センターの使用料収入状況に関して、施設使用許可申請の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

また、ベンチャー企業育成工場の使用料収入状況に関して、納付の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 補助金支出状況について

特になし。

前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第21回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成31年3月1日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 平成31年3月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

3 専決事項の報告

4 その他

正 誤

2019年（平成31年）2月15日付け宇治市公報第2233号中

ページ	欄	誤	正
1	左	規程… 2	規程… 4